



2026年6月8日

各位

会社名 スターシーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 雅順
(東証スタンダード・コード: 3083)
問合せ先 管理本部長 竹谷 治郎
(TEL 03-6721-5891)

第三者割当による第8回～第10回新株予約権（行使価額固定型）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月8日開催の取締役会において、以下の通り、Cantor Fitzgerald Europe（以下、「CFE」といいます。）及びサステナブルエネルギー投資事業有限責任組合（以下、「サステナ」といいます、CFE及びサステナを個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第8回新株予約権（行使価額固定型）、第9回新株予約権（行使価額固定型）及び第10回新株予約権（行使価額固定型）（以下、それぞれを「第8回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」といいます、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、「本第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 第8回新株予約権の募集の概要

①割当日	2026年6月25日
②発行新株予約権数	30,000個
③発行価額	総額 13,410,000円（第8回新株予約権1個あたり447円）
④当該発行による潜在株式数	3,000,000株（第8回新株予約権1個につき100株）
⑤調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	2,926,710,000円 (内訳) 第8回新株予約権発行による調達額: 13,410,000円 第8回新株予約権行使による調達額: 2,913,300,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」を参照ください。また、第8回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
⑥行使価額	行使価額 971.1円 第8回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合に

	は、第8回新株予約権の行使価額は、第8回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
⑦募集又は割当方法（割当予定先）	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって行います。
⑧新株予約権の行使期間	2026年6月26日から2029年6月25日までとします。
⑨その他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> <p>当社は、CFE との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権にかかわる割当契約（以下、当社と割当予定先との間で締結する本新株予約権に係る買取契約を個別に又は総称して「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 <p>なお、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められております。本新株予約権が譲渡された場合には、当該譲渡に伴い、上記の割当予定先の権利義務は、当該譲受人に承継されます。また、当該譲受人がさらに本新株予約権を譲渡した場合にも、同様に、当該権利義務はその後の譲受人に承継されます。</p>

（2）第9回新株予約権の募集の概要

①割当日	2026年6月25日
②発行新株予約権数	20,000個
③発行価額	総額1,880,000円（第9回新株予約権1個あたり94円）
④当該発行による潜在株式数	2,000,000株（第9回新株予約権1個につき100株）
⑤調達資金の額	<p>2,267,880,000円</p> <p>（内訳）</p> <p>第9回新株予約権発行による調達額：1,880,000円</p> <p>第9回新株予約権行使による調達額：2,266,000,000円</p> <p>発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」を参照ください。また、第9回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>

⑥行使価額	行使価額 1,133.0 円 第 9 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、第 9 回新株予約権の行使価額は、第 9 回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
⑦募集又は割当方法（割当予定先）	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって行います。
⑧権利行使期間	2026 年 6 月 26 日から 2029 年 6 月 25 日までとします。
⑨その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、上記「1. 募集の概要（1）第 8 回新株予約権の募集の概要」に記載のとおり、CFE との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。

（3）第 10 回新株予約権の募集の概要

①割当日	2026 年 6 月 25 日
②発行新株予約権数	70,000 個
③発行価額	総額 14,490,000 円（第 10 回新株予約権 1 個あたり 207 円）
④当該発行による潜在株式数	7,000,000 株（第 10 回新株予約権 1 個につき 100 株）
⑤調達資金の額	6,812,190,000 円 （内訳） 第 10 回新株予約権発行による調達額：14,490,000 円 第 10 回新株予約権行使による調達額：6,797,700,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」を参照ください。また、第 10 回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した第 10 回新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
⑥行使価額	行使価額 971.1 円 第 10 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、第 10 回新株予約権の行使価額は、第 10 回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
⑦募集又は割当方法（割当予定先）	サステナブルエネルギー投資事業有限責任組合に対して第

定先)	三者割当の方法によって行います。
⑧権利行使期間	2026年6月26日から2031年6月25日までとします。
⑨その他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> <p>当社は、サステナとの間で、本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p> <p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 <p>なお、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められております。本新株予約権が譲渡された場合には、当該譲渡に伴い、上記の割当予定先の権利義務は、当該譲受人に承継されます。また、当該譲受人がさらに本新株予約権を譲渡した場合にも、同様に、当該権利義務はその後の譲受人に承継されます。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の急激な変化により、当時衣料品小売事業の単一セグメントであった当社の事業は、2021年2月期から2023年2月期にかけて継続的に業績が悪化しました。特に緊急事態宣言発令期間中におきましては、出店先商業施設の臨時休業及び長期間にわたる営業時間短縮措置により、来店客数の大幅な減少及びこれに伴う売上高の著しい低下を余儀なくされ、不採算店舗からの計画的撤退を推進するなど、収益性の改善を最優先とした保守的な経営方針を採用し、事業基盤の安定化に努めてまいりました。

2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類感染症」に移行されたものの、在宅勤務制度の定着及びデジタル化の進展による消費者の行動様式の恒久的変化、物価上昇に起因する消費者の購買力低下により、当社を取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が継続しております。期待されたインバウンド需要は、当社の主要な出店先である郊外型ショッピングモールにおいては限定的であり、業績への影響は軽微でした。このため、2024年2月期の営業損失△103百万円に対し、2025年2月期は△282百万円の営業損失となりました。

当社は、今後の成長を図るためには、消費者へ新しい価値を提供するための商品開発及び調達能力を拡充することが必要不可欠な状況にあると判断し、2024年2月9日付「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」において公表しました通り、第三者割当による新株式

及び第4回新株予約権の発行を決議し、2024年3月15日付「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に係る払込完了のお知らせ」において公表しました通り、上記新株式及び第4回新株予約権の払込が完了し、M&A資金の調達（1,934百万円）を主な資金使途とした総額2,755百万円の資金調達を実施しました。

その後、当該調達資金をもとに、2024年6月にAI技術を当社ブランドのプロモーション、販売戦略に活用することを目的に、株式会社FEIDIASと資本業務提携契約を締結し、2024年8月には株式会社ゼアーより、物流の業務改善、効率化を目的に開発された倉庫内作業録画ソリューション「テモトル」事業を譲り受けました。また、2025年1月には、新たな事業展開としてSNSでのライブコマースによるアンティーク商材の販売を主たる事業とする株式会社MF6の株式を取得し子会社化しております。

しかしながら、M&Aについては1,934百万円の予算規模に見合い、当社の戦略的方向性や企業文化と合致し、長期的なシナジー効果が期待できる案件は市場において限定的であり、短期間で財務状況の改善を推進していくことは困難であると判断し、2025年5月に就任した代表取締役鈴木雅順とともに現状の事業環境及び当社の経営方針を検討した結果、2025年6月12日付「日本エネルギー総合システム株式会社からの系統用蓄電所事業用地譲受に関するお知らせ」において公表しました通り、あらたな成長戦略として系統用蓄電池事業へ参入することを決定しました。また、これに伴い、衣料品等事業のM&A資金に充当予定としていた1,934百万円の未充当部分の一部である1,350百万円を、系統用蓄電池事業に充当する（資金使途の変更）ことといたしました。

系統用蓄電池事業への参入を決定した背景としては、当社が2024年末頃より、系統用蓄電池を活用した充放電計画による収益事業について検討を開始していたことに加え、代表取締役社長に就任した鈴木雅順が当該事業に関する知見を有し、複数のエネルギー事業関連会社との関係を有していたことが挙げられます。

このような状況下において、当社は2025年6月2日付けで新設分割により、既存のアパレル事業を持株会社体制に移行し、グループ全体の戦略立案と監督機能を強化するとともに、各事業会社の自律的な成長を促進する体制を構築しました。また、2025年7月17日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」で開示しました通り、同日開催の取締役会において、収益基盤の確保及び持続的成長の実現を目的とした新規事業として、系統用蓄電池事業の開始に至る経緯及び事業の概要を公表しました。本事業においては、2027年度までに全国50カ所、合計出力100MW（蓄電池容量400MWh規模）の蓄電所の開発・運用を目指しており、当社の収益の柱となる事業にするべく、更なる成長を図ってまいります。当社は、本新株予約権による調達資金の一部を、系統用蓄電池事業の拡大に充当予定です。

更に、当社は、2025年9月18日に、戦略的コア事業として、新規にグローバルベースでのAIデータセンター事業を立ち上げるために、スターシーズデジタル株式会社（以下、「SSD」といいます。）を設立し、高度人材の獲得を推進してきました。

SSD の事業内容は AI データセンター向けエンドツーエンドソリューションの提供であり、具体的には、AI サーバー、ストレージ、スイッチ、光モジュール、コンテナ型データセンター、先進的な液冷技術を組み合わせ、IDC 運営事業者のネットワークサービスと連携し、提案・構築・運営までを支援しています。また、AI ドリブンのビジネス革新と持続可能な成長を実現し、社会のスマート化を推進しています。

SSD は、世界の地政学リスクの高まりが続く中で、AI データセンターの最先端サーバー製品の出荷を筆頭に、メイド・イン・ジャパンの工場として機能していくことを目指しており、現在、日系大手製造業グループと協業して、2026 年中の完成品出荷を目指し、メイド・イン・ジャパンの工場の準備を進めております。

その他にも、当社は、AI データセンター事業パートナー及び事業パートナー候補との連携・協議を深化させてきました。具体的には、2025 年 12 月 22 日付「子会社のサーバー関連商品に係る商品取引基本契約の締結に関するお知らせ」において公表しました通り、電子機器輸入販売業を営む株式会社マイタックジャパン（本社：東京都港区、代表取締役 原 俊彦。以下、「マイタックジャパン」という）との間でサーバー関連商品の売買等に係る商品取引基本契約を締結しました。また、2025 年 12 月 23 日付「子会社のサーバー関連商品に係る商品取引基本契約の締結に関するお知らせ」にて公表しました通り、電子機器 ODM メーカーである Inventec CORPORATION（本社：台湾台北市、代表者・総経理 蔡枝安。以下、「Inventec」という）と、GPU サーバー関連商品の売買等に係る商品取引基本契約を締結しました。SSD は、新たなグローバルなネットワーク及び需要の高い商品ラインナップの獲得による AI 関連ビジネスの拡大加速を目的として、サーバー関連業界及び GPU サーバー関連業界においてグローバルな実績のあるこれらの企業と共に、今後も高い成長性が見込まれるサーバー及びデータセンター関連事業をスピード感をもって推進するとともに、持続可能な AI 技術の開発と普及を通じて、社会価値の創造と企業価値の最大化を両立してまいります。

また、2026 年 3 月 19 日付「子会社の液冷 AI データセンターソリューションに係る覚書締結に関するお知らせ」において公表しました通り、SSD は、Castrol (Lubricants UK Limited・BP グループ) 及び xFusion 技術日本株式会社と、日本市場向けの統合型液冷 AI データセンターソリューションに関する戦略的協業の可能性を検討することを目的として、三社間戦略的協業に関する覚書 (MOU) を締結しました。日本のデジタルインフラ・エコシステムにおける液冷技術の活用拡大を支援することを目的としており、コンピューティング・ハードウェア、先進的な冷却システム、並びに施設設計の更なる連携を促進することで、AI コンピューティング基盤の効率的かつ持続的な導入に寄与し、各産業におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展に寄与することを目指してまいります。

これらの取組みと並行して、国内を中心とする世界での AI データセンターサービス提供に向けて、グローバルネットワークを活用した営業活動も推進しております。このような状況に鑑み、事業機会を逸することなく獲得し、財務基盤の強化を図るため、相当規模の自己資金を機動的に確保すること

が必要と判断し、本新株予約権による調達資金の一部を、AI データセンター事業における設備投資資金及び運転資金等に充当予定です。

また、既存のアパレル事業については、本新株予約権による調達資金の一部を活用し、M&A を視野に入れて再構築に取り組み、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指します。

2026年2月末時点における当社グループの現金及び預金は1,832百万円となっていますが、系統用蓄電池事業及びAI データセンター事業の本格展開には大規模な初期投資が必要であり、また、それに備えた財務基盤の一層の強化を図るため、追加的な資金調達を積極的に推進する必要があります。

これらを考慮し、現在のタイミングで、本新株予約権の発行による資金調達（以下、「本資金調達」といいます。）を行うことが適切と判断し、本日付の取締役会において、第三者割当の方法による本新株予約権の発行を決議しました。本資金調達により希薄化が生じますが、調達資金を活用した戦略投資等による今後の当社グループの事業成長、財務基盤の拡充を通じ、当社グループの企業価値向上と、既存株主の利益に繋がるものと考えています。なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（2）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した本資金調達方法のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較等を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

- ① 対象株式数を3,000,000株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が971.1円に固定されている第8回新株予約権（CFEを割当予定先とする）
- ② 対象株式数を2,000,000株とし、行使期間を3年間とする行使価額が1,133.0円に固定されている第9回新株予約権（CFEを割当予定先とする）
- ③ 対象株式数を7,000,000株とし、行使期間を5年間とする行使価額が971.1円に固定されている第10回新株予約権（サステナを割当予定先とする）

第8回新株予約権の行使価額は971.1円（発行決議日の直前取引日までの直前3ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「東証終値」といいます。）の単純平均値である1,079.1円の90.00%）、第9回新株予約権の行使価額は1,133.0円（同直前取引日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の105.00%）、第10回新株予約権の行使価額は971.1円（同直前取引日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均

値である 1,079.1 円の 90.00%) に固定されており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっています。

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載のとおり、当社は、既存のアパレル事業に加え、蓄電池事業及び AI データサーバー事業への展開を進めております。現在、これらの新規事業は本格展開に向けた途上がありますが、足元の当社株式の市場株価は 2026 年 2 月頃から急速にボラティリティが高まっております。かかる状況を踏まえ、株価の短期的な変動の影響を排除し、より適切な企業価値を反映する観点から、一定期間の平均株価を用いることが合理的であると判断し、割当予定先と協議のうえ、第 8 回新株予約権及び第 10 回新株予約権の行使価額を直前 3 ヶ月間の東証終値の単純平均値の 90.00% である 971.1 円、第 9 回新株予約権の行使価額を直前 3 ヶ月間の東証終値の単純平均値の 105.00% である 1,133.0 円に設定しました。

これらの行使価額のうち、第 8 回新株予約権及び第 10 回新株予約権の行使価額については、2026 年 6 月 5 日（発行決議日の直前取引日）における東証終値 1,000 円に対して 2.9% のディスカウント、直前 1 ヶ月間の東証終値の平均株価 1,073.4 円に対して 9.5% のディスカウント、直前 6 ヶ月間の東証終値の平均株価 923.4 円に対して 5.2% のプレミアムとなり、第 9 回新株予約権の行使価額については、2026 年 6 月 5 日（発行決議日の直前取引日）における東証終値 1,000 円に対して 13.3% のプレミアム、直前 1 ヶ月間の東証終値の平均株価 1,073.4 円に対して 5.6% のプレミアム、直前 6 ヶ月間の東証終値の平均株価 923.4 円に対して 22.7% のプレミアムとなります。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開や外部環境等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達出来る方法を検討してきました。具体的には、下記「他の資金調達方法との比較」に記載の各項目及び他の手段との比較を行うとともに、下記「本資金調達方法のメリット」及び「本資金調達方法のデメリット」を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択であると判断し、その発行を決議しました。

「本資金調達方法のメリット」

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額修正条項付きの所謂 MSCB や MS ワラントと異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されています。本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 12,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはなく、当初の見込みを超える希薄化が生じることはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・

ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達を実現されます。

③ 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会で定める取得日の1カ月以上前までに本新株予約権者の権利者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に書面により通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することが出来る設計となっています。これにより、資本政策の柔軟性確保が可能となり、また、株価が行使価額を上回っている状況において当該取得条項を行使することで間接的に行使促進を図ることも可能となります。

④ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、一定の条件に基づき、割当予定先に対して1週間以上の事前通知を行うことにより、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっています。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示します。

⑤ 割当予定先による市場売却の制限

第8回新株予約権買取契約及び第9回新株予約権買取契約において、割当予定先は、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。

⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前承認がない限り、割当予定先から第三者に譲渡されません。

「本資金調達方法のデメリット」

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から12,000,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金

額の資金調達がなされます。本新株予約権は、原則として当社株価が当該各行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではありません。したがって、当初に満額が調達される資金調達方法と異なり、実際に資金を調達するまでに一定期間を要します。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性
当社株価が本新株予約権の各行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が実行出来ない可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみとの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

「他の資金調達方法との比較」

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することが出来ますが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

④ 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達出来ること、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てが出来なかった場合デフォルトを起こし、経営に甚

大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑤ 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑥ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

所謂ライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

⑦ 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達については今後も引き続き検討対象となり得るものの、当社の中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと考えられます。従って、今回の資金使途について負債調達によることは資本調達手法として適切でないと判断しました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。

また、本新株予約権は、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の1か月前までに通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することが出来ることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としています。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
12,006,780,000]	54,173,700	11,952,606,300

(注)

1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (29,780,000 円) に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (11,977,000,000 円) を合算した金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用、登記費用、有価証券届出書作成費用、証券代行手数料等の合計額です。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可能性があります。

	発行価額の合計額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第8回新株予約権	13,410,000 円	2,913,300,000 円
第9回新株予約権	1,880,000 円	2,266,000,000 円
第10回新株予約権	14,490,000 円	6,797,700,000 円
合計	29,780,000 円	11,977,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途 (発行価額と発行諸費用確定後要修正)

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 系統用蓄電池事業	5,900,000,000 円	2026年6月～2029年6月
② AI データセンター事業における設備投資資金及び運転資金等	5,552,606,300 円	2026年6月～2031年5月
③ アパレル事業	500,000,000 円	2026年6月～2031年5月
合計	11,952,606,300 円	

(注)

1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定です。

3. 資金使途の優先順位は①、②、③の順としますが、各項目の必要なタイミングに応じて柔軟に配分してまいります。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下の通りです。

① 系統用蓄電池事業 (5,900 百万円)

- ・蓄電所開発・建設関連資金 5,740 円

当社は 2025 年 7 月 17 日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表しました通り、系統用蓄電池事業を開始し、既に 2027 年度までに全国 50 カ所、合計出力 100MW（蓄電池容量 400MWh 規模）の系統用蓄電所の開発を計画しております。系統用蓄電所開発計画の確実な推進を目的として、2026 年 4 月 17 日付で開示の「中期経営計画 FY2027.2 - FY2029.2」に記載の系統用蓄電池事業の売上計画に基づき、新規発行による手取金 5,740 百万円につきましては、蓄電所開発・建設関連資金に充当しますが、投資する案件の進捗状況や市場環境を踏まえ柔軟に資金配分を行う方針です。

蓄電池開発・建設関連資金は、「土地取得代金」「蓄電池本体の代金」「PCS（パワコン）及びその他設備の代金」「EMS・監視システムの代金」「建設工事代金」「電力系統連系工事負担金」「設計・許認可・申請・管理費等」で構成されます。

当社の系統用蓄電池事業においては、「蓄電所を開発し自社で運用するケース」、「蓄電所を開発し第三者に売却するケース」、また、「土地と電力系統連携のみを確保して第三者に売却するケース」もあります。1 件あたりに必要な開発・建設資金は案件毎、取引形態ケースにより様々ですが、1 件あたり概ね 5 億円～10 億円程度を要し、第三者に売却する場合は開発・建設資金に当社の利益を加えた金額が売却後に回収されることとなります。当事業を手掛ける事業者が多数存在し、案件の取得において競争原理が働く中、優良な物件を適正な価格で迅速に獲得するためには資金力が必要であり、本資金調達による手取金を充当するものです。

なお、2025 年 9 月 18 日を割当日とする第 5 回、第 6 回及び第 7 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に際しては、その手取金のうち 1,680 百万円を系統用蓄電池事業に充当することを予定しておりましたが、2025 年 11 月 13 日付「第三者割当により発行された第 5 回、第 6 回及び第 7 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の取得及び消却に関するお知らせ」に記載の通り、当社の株価が第 5 回、第 6 回及び第 7 回新株予約権の各当初行使価額を大きく下回る水準で推移し、当該新株予約権の発行後、当社が想定していたペースでの資金調達を行えていなかったことから、当該新株予約権の合計数 30,000 個のうち、1,223 個の行使が行われた段階で、当社は残る 28,777 個の全部を 2025 年 11 月 28 日付で取得しております。これらの新株予約権の行使により調達し、実際に本事業に充当した金額は 99 百万円にとどまりました。そのため、本新株予約権により調達される金額を追加で本事業に充当いたします。

- ・アグリゲーション技術の高度化 80 百万円

需給調整市場での最適制御技術での収益性向上による差別化のための制御システムの開発、AI・IoT を活用した効率的運用技術の導入（AI による需給予測・市場価格予測の高度化、IoT によるリアルタイム統合監視・分散制御、AI による蓄電池劣化予測・ライフサイクル最適化等）、RE100 電力株式会

社との連携による技術開発に資金を充当する方針です。

・システム構築・運用費用 80 百万円

事業管理システムの構築・改良、データ分析・レポートシステムの整備、セキュリティ対策・バックアップシステムの構築に資金を充当する方針です。

② AI データセンター事業における設備投資資金及び運転資金 5,552 百万円

2026年4月17日付で開示の「中期経営計画 FY2027.2 - FY2029.2」に記載の売上計画に基づき、当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を当社の子会社である SSD に貸付け、SSD が AI データセンター事業における GPU サーバー一式若しくは関連・周辺設備等の設備投資資金 5,367 百万円、人件費若しくは外部委託費等の運転資金、データセンターサイト利用に係る敷金、賃借料若しくは水道光熱費等の運転資金 185 百万円に充当する予定です。

AI データセンター事業のビジネスモデルとしては、「①GPU サーバーを調達して第三者に販売するケース」、「②GPU サーバーを自社で保有・運用し、計算リソースとして貸し出すケース」の大きく 2 つが想定されますが、いずれの場合においても、まずはサーバー調達資金の確保が前提となり、事業拡大のためには先行投資資金が必要となります。

AI 用途のミドル～ハイスペックの GPU サーバーの場合、単価は搭載する GPU の種類や枚数により変動するものの、一般的には 1 台あたり 10 万米ドル～50 万米ドル程度（1 米ドル 150 円換算で 1,500 万円～7,500 万円程度）のレンジとなります。

各 AI データセンターにより規模は様々ですが、コンテナ型等の小規模なものであれば 20～50 台程度、大規模なものであれば 100～200 台程度が想定され、それぞれ 3 億円（1,500 万円 x 20 台）～37.5 億円（7,500 万円 x 50 台）程度、15 億円（1,500 万円 x 100 台）～150 億円（7,500 万円 x 200 台）程度の資金が必要となる計算になります。

特にハイエンド構成の GPU サーバーでは、上記の通り 1 台あたり数十万米ドルに達するため、台数の増加に応じて必要資金が急速に拡大します。また、自社運用モデル（上記「②GPU サーバーを自社で保有・運用し、計算リソースとして貸し出すケース」）においては、これに加えてデータセンター利用料や電力・冷却費、ネットワーク費用等の運転資金も継続的に発生します。

当社では、これらのうち、コンテナ型等の小規模なもの（必要に応じてコンテナの個数の増減により容量を調整）に注力する方針です。

③ アパレル事業における M&A・資本業務提携も視野に入れた再構築の資金 500 百万円

M&A や事業提携も視野に入れた再構築の資金に 500 百万円を充当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指します。

当社のアパレル事業は、独自性と革新性を追求したオリジナルファッションブランドの企画・開発・販売を通じて、現代のファッションシーンに新たな価値とスタイルを提案しています。「多様なブランドポートフォリオ」「全国展開の店舗ネットワーク」「オンラインとオフラインの融合」を特徴としていますが、当事業をとりまく事業環境は厳しく、不採算店舗の閉鎖を推進するなど事業構造改革に取り組んでまいりました。引き続き、採算を重視した事業構造改革を推進していく一方で、様々な産業において大きな変革をもたらしている AI や DX の活用が不可欠であると考えています。

AI は、需要予測に基づく適正在庫配置、トレンド分析に基づく商品企画の高度化、顧客データを活用したレコメンドやパーソナライズ施策、更には、広告配信の最適化や SNS 分析による販促強化、チャットボットによる接客高度化を通じて購買率とリピート率を向上させ、売上拡大に寄与します。また、需要予測に基づく仕入・生産最適化により過剰在庫や廃棄ロスを削減し、在庫配置の効率化による物流コスト低減、価格最適化により値下げ損を抑制し、画像生成やデザイン支援でサンプル作成費を削減、更には、チャットボットや業務自動化により店舗・バックオフィスの人件費を抑え、全体のコスト構造を改善します。

DX は、EC と店舗を統合した OMO により顧客接点を拡張し、購買データに基づくパーソナライズ施策やレコメンドで購買率を向上させます。更には、CRM や会員アプリで LTV を高め、SNS ・デジタル広告の最適化で集客を強化し、需要データを活用した商品企画・品揃えの高度化により、売上拡大に寄与します。また、需要データに基づく仕入・在庫管理の高度化により過剰在庫や値下げロスを削減し、在庫回転を改善します。さらに、受発注や物流のデジタル化で業務効率を高め、店舗の無人化・省人化やバックオフィスの自動化により人件費を抑制。加えて、ペーパーレス化やサプライチェーンの可視化により間接コストも低減します。

このような AI や DX 分野において、他社の提供するサービスの活用（他社提供サービスへの投資）により事業再構築を行う、或いは、このようなサービスで強みを持つ企業の M&A ・資本業務提携のための資金に、調達資金を充当いたします。また、現時点で個別具体的な対象会社が存在するわけではありませんが、それらの取り組みの過程において M&A や事業提携も視野に入れてまいります。

<直近の資金調達及び調達資金の充当の状況>

当社は、2025 年 9 月 18 日を割当日として、第 5 回、第 6 回及び第 7 回新株予約権（行使価額修正選択権付）を発行し、系統用蓄電池事業の拡大等を目的として資金調達を行いました。当社の株価が当該各新株予約権の当初行使価額を大きく下回る水準で推移し、新株予約権の発行後、一時的に株価が当初行使価額を超える局面はあったものの、その後の株価下落により当社が想定していたペースでの資金調達を行えておらず、2025 年 11 月 13 日時点に行使された新株予約権の数は、3 つの回数を合計して新株予約権 30,000 個のうち、1,223 個に留まっていました。これを受け、2025 年 11 月 13 日付「第三者割当により発行された第 5 回、第 6 回及び第 7 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の取得及び消却に関するお知らせ」の通り、未行使分の新株予約権（28,777 個）を全て取得・消却し

ております。なお、これらの新株予約権の行使により調達した金額は99百万円であり、全額をシステム用蓄電池事業に充当しました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定通り実現すれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した事項に必要な資金を獲得出来ると考えています。この資金を有効に活用することにより、当社グループの成長戦略を実行し企業価値向上を実現することは、既存株主の利益にも繋がるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）に算定を依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額（第8回新株予約権1個当たり447円、第9回新株予約権1個当たり94円、第10回新株予約権1個当たり207円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額をそれぞれ当該評価額と同額である第8回新株予約権447円、第9回新株予約権94円、第10回新株予約権207円としました。

当該算定機関は、算定時点の当社株価（1,000円）、株価変動率（74.8%）、配当予想額（10円/株）、無リスク利子率（1.9%）、当社株式の流動性、権利行使期間終了時点において本新株予約権が残存する場合において発行会社による取得が行なわれるものとする事等について一定の前提を置いた上で、本新株予約権の評価を実施しました。本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、割当予定先との間での協議の結果、払込金額を当該評価額と同額としているため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、本新株予約権の行使価額については、当社は、従来の衣料品等事業に加え、システム用蓄電池事業やGPUサーバー等事業といった新規事業への取り組みを進めており、事業ポートフォリオの転換期にあります。このような状況下では、将来成長への期待や不確実性の双方が株価に反映されやすく、短期的な価格変動が大きくなる傾向にあります。そのため、特定の1営業日の終値を基準とするのではなく、平均株価という平準化された値を参考とすることで、一時的な市場要因による影響を平準化し、より合理的かつ安定的な行使価額の設定が可能になると判断いたしました。そして、2026年6月5日の終値が、2026年5月1日（2026年5月5日は取引休業日であるため、その直前取引日である2026年5月1日を基準としております。）の終値から13.2%下落、2026年3月5日の終値から

21.5%上昇する等、短期的な株価変動が大きいことを考慮し、割当予定先との交渉を踏まえて、当社は公正な行使価額を決定する上で、直前1カ月間と比較して、直前3カ月間の平均株価を採用する方が、算定方法として客観性が高く、合理的なものであると判断し、本算定方法を採用いたしました。その上で、本新株予約権については段階的な行使を想定しているところ、行使期間の初期の段階で行使されることが想定される第8回新株予約権と第10回新株予約権については、当社の新規事業（系統用蓄電池事業及びAIデータセンター事業）の将来成長への期待がある反面、新規事業の不確実性も存在することを考慮して、直近3カ月間の終値の平均から10%のディスカウントとし、第8回新株予約権と第10回新株予約権よりも後の段階で行使されることが想定される第9回新株予約権については、第8回新株予約権と第10回新株予約権の行使とともに新規事業が進捗し、不確実性が減少していくことが期待されることから、直近3カ月間の終値の平均から5%のプレミアムとすることが合理的であると判断し、割当予定先との間での協議のうえ、第8回新株予約権971.1円（発行決議日の直前取引日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の90.00%、発行決議日の前日終値から2.9%のディスカウント）、第9回新株予約権1,133.0円（同直前取引日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の105.00%、発行決議日の前日終値から13.3%のプレミアム）、第10回新株予約権971.1円（同直前取引日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の90.00%、発行決議日の前日終値から2.9%のディスカウント）と決定しました。それぞれ、2026年6月5日における当社普通株式終値1,000円に対して、第8回新株予約権につき2.9%のディスカウント、第9回新株予約権につき13.3%のプレミアム、第10回新株予約権につき2.9%のディスカウントとなります。

更に、当社の会社法上の社外取締役2名のうち2名から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計がかかる専門知識及び経験を有すると認められること
- (ii) 当社と株式会社赤坂国際会計との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社との継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような株式会社赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社赤坂国際会計が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること

- (vi) 本新株予約権の発行要項については当社の法律顧問より法的に問題ない旨の見解を得た上で、当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること
- (vii) 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること
- (viii) 上記(vii)より株式会社赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

また、上記のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主の皆様にご与える影響、当社の業績及び信用リスク（新規事業の不確実性に伴うものを含みます。）、各割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）に準拠した10%を超えない範囲で設定されていることから、上記のディスカウント率とすることについても合理性が認められると判断している旨の意見が述べられています。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名（うち2名が社外監査役）全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第8回新株予約権3,000,000株、本第9回新株予約権2,000,000株及び第10回新株予約権7,000,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は12,000,000株（議決権数120,000個）です。2026年6月8日現在の当社発行済普通株式総数8,631,100株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数86,273個）を分母とする希薄化率は139.03%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は139.09%）の希薄化をもたらすこととなります。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当します。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数12,000,000株に対し、取引所における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は189,198株であり、一定の流動性を

有しています。

さらに、経営者から一定程度独立した者として、LBX 法律事務所の柴田堅太郎弁護士、高野総合コンサルティング株式会社の鏡高志公認会計士、及び、中田公認会計士事務所の中田貴夫公認会計士の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本資金調達
の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、下記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」
記載の意見書を 2026 年 6 月 5 日付で入手しております。なお、LBX 法律事務所の柴田堅太郎弁護士、
高野総合コンサルティング株式会社の鏡高志公認会計士は第三者割当による資金調達に関する意見
書作成の経験が豊富であり、また、中田公認会計士事務所の中田貴夫公認会計士を含む3名は本件第
三者割当による資金調達において必要とされる知見及び実績を十分に有していると判断されること
から、本第三者委員会のメンバーとして適切であると判断しております。

従って、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、本資金調達により調達した資金を上記の
資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向
上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことが出来る
と考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（2026年6月8日現在）

割当予定先の概要	
① 名称	Cantor Fitzgerald Europe
② 本店所在地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU
③ 代表者の役職及び氏名	Chief Executive Officer Sean Capstick
④ 事業内容	証券業
⑤ 資本金の額	81.2百万米ドル（12,995百万円）（2024年12月31日現在）（注）
⑥ 設立年月日	1990年5月24日
⑦ 発行済株式数	49,453,823株（2024年12月31日現在）
⑧ 事業年度の末日	12月31日
⑨ 従業員数	6名（2024年12月31日現在）
⑩ 主要取引先	法人
⑪ 主要取引銀行	-
⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%
⑬ 当社との関係等	
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財務状態（単位：千米ドル、カッコ内は百万円 特記しているものを除く）（注）			
決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純流動資産	112,464 (17,999百万円)	102,396 (16,387百万円)	87,246 (13,963百万円)
流動資産	956,436 (153,068百万円)	944,491 (151,156百万円)	928,664 (148,623百万円)
1株当たり純流動資産 (米ドル)	1.72 (275.27円)	1.57 (251.26円)	1.76 (281.67円)
売上高	109,298 (17,492百万円)	74,869 (11,982百万円)	108,777 (17,409百万円)
営業利益	20,242 (3,240百万円)	8,319 (1,331百万円)	19,105 (3,058百万円)
経常利益	12,641 (2,023百万円)	△3,333 (△533百万円)	8,818 (1,411百万円)
当期純利益	11,875 (1,900百万円)	△3,308 (△529百万円)	5,967 (955百万円)
1株当たり当期純利益 (米ドル)	0.18 (28.81円)	△0.05 (△8.00円)	0.12 (19.20円)
1株当たり配当金 (米ドル)	-	-	-

(注)

1. 割当予定先の概要欄は、特記している場合を除き、本日現在におけるものです。
2. 金額は便宜上、2026年6月5日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=160.04円（株式会社三菱UFJ銀行公示仲値）に換算の上、小数第1位を四捨五入しております。
3. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。）の認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 日本における代表者 村田光央）（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業社の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。
4. 割当予定先の発行済株式数は、2022年12月期末及び2023年12月期末時点では65,423,162株でしたが、減資により、2024年12月期末時点では49,453,823株となっております。1株当たり純流動資産及び1株当たり当期純利益は、表に記載している各期の純流動資産及び当期純利益の金額を各期末時点の発行済株式数で除して算出しております。

割当予定先の概要		
① 名称	サステナブルエナジー投資事業有限責任組合	
② 所在地	東京都台東区上野2丁目13-2上野スカイビルA1006	
③ 組合契約の効力発生年月日	2017年1月23日	
④ 存続期間	2026年12月末日まで（条件付きで1年毎に延長可能）	
⑤ 無限責任組合員	名称	明秀株式会社
	所在地	東京都台東区上野2丁目13-2上野スカイビルA1006
	代表者	宮城 宅矢
	主な事業内容	不動産の売買、賃貸、リース、仲介及び斡旋、維持管理、運営、保守及び処分等

⑥ 事業内容	株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）又は企業組合の持分の取得及び保有
⑦ 当社との関係等	
資本関係	割当予定先は、当社の普通株式1,600,000株（発行済株式総数の19.09%）を保有しております。
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の普通株式1,600,000株（発行済株式総数の19.09%）を保有する筆頭株主である主要株主であります。

当社は、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と一切関係を有していない旨の確認を行っており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

上記「２．募集の目的及び理由」に記載の通り、当社は、今後継続的に発展していくために、安定的な財務戦略を背景とした新規投資案件への資金投下を図る方針であり、かかる方針を実践するために必要となる資金について、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、調達方法を模索してきました。

そのような中、2026年2月上旬に、蓄電事業及びAIデータセンター事業のプロジェクト資金等に充当するため、大規模な自己資金調達が必要となる旨を当社代表取締役である鈴木雅順が、当社の筆頭株主である主要株主であり、蓄電事業及びAIデータセンター事業を含む当社の事業展開に賛同を頂いていたことから本第三者割当の割当先の候補であると考えられたサステナの代表を務める宮城宅矢氏に対して説明し、大規模な自己資金調達について理解を得られたことから、当事者間協議を開始いたしました。当社は、本新株予約権をサステナに割り当てることが当社の経営及び株主価値向上に資するものと判断しました。

また、複数の証券会社から提案があった中で、2026年4月頃、当社は、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った本新株予約権の割当予定先であるCFEによる本第三者割当に関する提案を受領し、検討を進めて参りました。検討の結果、当社としては、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、割当予定先による本第三者割当の提案が当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると判断しました。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しているとのことであり、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向であると伺っています。これにより、海外機関投資家による当社への投資を期待することが出来ます。割当予定先の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界各国に拠点を有する金融サ

ービスグループであり、全世界で7,000社以上の機関投資家とのネットワークを有しています。当社としては、このように世界中の機関投資家網を有する Cantor Fitzgerald グループに属する CFE を割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えています。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に2026年3月下旬頃に割当予定先を選定するに至りました。なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められる予定です。また、割当予定先のうちCFEとの間で締結する本新株予約権買取契約においては、株価への影響を抑制する観点から、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社による本新株予約権割当契約上の義務又は誓約の違反、当社の表明保証違反、当社に関する倒産手続開始の申立てその他の信用不安事由、東京証券取引所による監理銘柄指定又は整理銘柄指定、売買停止若しくは売買規制、本新株予約権の行使に悪影響を及ぼす金融、為替、政治若しくは経済上の重大な変化等が発生した場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することが出来ない旨が定められる予定です（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません）。

なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先から口頭で確認しております。なお、本新株予約権の行使により割当予定先のうちCFEに対して交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示します。また、割当予定先のうちCFEは、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を、本新株予約権買取契約において表明する予定です。なお、割当予定先のうちCFEが取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

なお、当社は、2026年6月8日開催の取締役会の決議を行った日から一定期間（具体的には、当社とCFEとの間で締結する本新株予約権買取契約においては、本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間）、割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合及び本新株予約権に関する場合を除き、(イ)株式（優先株、普通株、その他の種類を問わない）、株式に転換可能な金融商品（転換社債、新

株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない。)、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式(又は株式類似の)商品及び(ロ)株式に転換可能な負債の募集、売出し、第三者割当増資、発行について、発行会社等の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行又は付与に該当しない限り、勧誘を行ったり、他社との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、割当予定先による事前の書面による承諾を要することを、本新株予約権買取契約において誓約する予定です。

また当社は、本新株予約権の割当予定先のうちサステナより、本資金調達は、当社を資金面で支援するために行うものであり、当社の支配権獲得を目的としたものではないこと、また、本新株予約権の行使による払込資金を確保するため、本新株予約権の行使により取得した当社株式を速やかに売却する可能性がある旨の口頭による表明を受けております。また、本新株予約権について、当社と割当予定先のうちサステナとの間で、本新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会による事前の承認を要する旨を定めた本第三者割当契約を締結する予定です。この譲渡承認にあたっては、当社は譲受先の本人確認、並びに反社会的勢力との関係の有無、本新株予約権行使のための払込原資及び譲受先の保有方針の確認を事前に実施いたします。また、本新株予約権の譲渡がなされた場合、当社は直ちにその内容について開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている CFE の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young による監査済み財務書類を確認しており、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、CFE が同社に割り当てられる本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。なお、割当予定先のより直近の財産の状況を確認できる資料は受領しておりませんが、割当予定先は英国の FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しており、本日現在においても、割当予定先の流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識をしておりません。加えて、割当予定先の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. が米国証券取引委員会 (U. S. Securities and Exchange Commission) に報告を行っている Ernst & Young による監査済財務内容に基づき、2024 年 12 月 31 日時点で 4,532.8 百万米ドルの金融資産を有していることを確認しております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。また、本日現在においても、CFE が本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券の証券業務部の責任者から受けております。

サステナにおける本新株予約権の発行価額の払込みに要する資金については、サステナの 2026 年 5

月 25 日までの入出金明細一覧表（預金残高が記載されたもの。）の写しを確認したところ、発行価額の払込み足る預金を確保できておりませんでした。サステナが本日時点で保有する当社の株式を本有価証券届出書の提出後払込日前までに売却することで、本新株予約権の発行価額の払込みに必要な資金を調達する旨を聴取により確認しており、これによりサステナが、本新株予約権の発行価額の払込みに足る現金預金を確保できることが合理的に見込まれると判断しております。

また、サステナは、同社の有限責任組員において、サステナの請求に応じ、サステナに対して一定の金額を出資することを確約していることを 2026 年 5 月 18 日付の出資履行に関する誓約証書で確認するとともに、当該有限責任組員が上記の一定金額の自己資金を有していることを当該有限責任組員の取引銀行に係る 2026 年 5 月 25 日までの入出金明細一覧表（預金残高が記載されたもの。）の写しで確認し、これによりサステナが、本新株予約権の一定割合の行使に足る現金預金を確保できることが合理的に見込まれると判断しております。これに加え、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保しておくことが必要ではありません。本新株予約権の行使により取得した当社の株式を売却することで、上述した一定割合を超える本新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨を聴取により確認しております。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社、当社役員及び当社の大株主との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

（６）ロックアップについて

当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日までの期間、銀行借入を除く資金調達について、CFE 以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、CFE による事前の書面による承諾を要するものとします。但し、当社が、戦略的投資家との資本提携、事業提携又は業務提携等（以下、「戦略的提携」といいます。）に関連して行う協議、交渉又は合意、若しくは公表については、当該制限は受けないものとします。当社は、当該戦略的提携に関する協議又は交渉を開始する場合、若しくは当該戦略的提携に関する公表を行おうとする場合には、当該戦略的提携の相手方及び概要を、合理的な範囲で速やかに CFE に通知するものとします。

（７）割当予定先の実態等

CFE は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。CFE は FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、CFE の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券が第一種及び第二種金融商品取引業社の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、CFE 並びにその役員及び主要株主は反社会

的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、CFE、CFE の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。また、サステナは、日本法に基づき設立された投資事業有限責任組合であり、組合契約に基づき無限責任組合員が業務執行権限を有し、有限責任組合員が出資を行う形態により運営されております。本組合の投資判断および本第三者割当に係る出資の意思決定は、当該無限責任組合員の責任と裁量において行われております。当社は、サステナについて、リスクプロ株式会社（東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル 2F、代表取締役 小坂橋 仁）に調査を依頼し、割当予定先、組合員、関係企業、関係人物（企業役員）が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と一切の関係を有していない旨の確認を行っており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 第三者割当前後の大株主及び持株比率

割当前（2026年2月28日現在）	
サステナブルエナジー投資事業有限責任組合	19.10%
株式会社 Blue lagoon	11.07%
みらい再生支援機構合同会社	5.75%
株式会社光輝 ENERGY	4.78%
小林 祥浩	2.47%
江川 源	2.40%
辛 澤	2.39%
齋藤 和伸	2.36%
楽天証券株式会社	2.22%
Maximus 合同会社	1.91%

(注)

1. 割当前の持株比率は2026年2月28日現在の株主名簿上の株式数を基準として、自己株式を控除した発行済株式総数に対する所有株式数の割合を算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しています。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えていますが、現時点で当社の当期業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示します。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見の入手することとしました。

このため、上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2026 年 6 月 8 日に入手しています。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

（本第三者委員会の意見の概要）

本第三者委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本資金調達に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

1 本資金調達の必要性

（1）本資金調達を実施する目的及び理由

① 当社を取り巻く事業環境の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の急激な変化により、当時衣料品小売事業の単一セグメントであった当社の事業は、2021 年 2 月期から 2023 年 2 月期にかけて継続的に業績が悪化した。特に緊急事態宣言発令期間中においては、出店先商業施設の臨時休業及び長期間にわたる営業時間短縮措置により、来店客数の大幅な減少及びこれに伴う売上高の著しい低下を余儀なくされ、不採算店舗からの計画的撤退を推進するなど、収益性の改善を最優先とした保守的な経営方針を採用し、事業基盤の安定化に努めてきた。

2023 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5 類感染症」に移行されたものの、在宅勤務制度の定着及びデジタル化の進展による消費者の行動様式の恒久的変化、物価上昇に起因する消費者の購買力低下により、当社を取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が継続している。期待されたインバウンド需要は、当社の主要な出店先である郊外型ショッピングモールにおいては限定的であり、業績への影響は軽微であった。このため、当社は、2024 年 2 月期の営業損失△103 百万円に対し、2025 年 2 月期は△282 百万円の営業損失となった。

② M&Aによる当初の成長戦略

当社は、今後の成長を図るためには、消費者へ新しい価値を提供するための商品開発及び調達能力を拡充することが必要不可欠な状況にあると判断し、2024年2月9日付け「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」において公表したとおり、第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行を決議し、2024年3月15日付け「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に係る払込完了のお知らせ」において公表したとおり、上記新株式及び第4回新株予約権に係る払込が完了し、M&A資金の調達（1,934百万円）を主な資金使途とした総額2,755百万円の資金調達を実施した。

その後、当該調達資金をもとに、2024年6月にAI技術を当社ブランドのプロモーション、販売戦略に活用することを目的に、株式会社FEIDIASと資本業務提携契約を締結し、2024年8月には株式会社ゼアーより、物流の業務改善、効率化を目的に開発された倉庫内作業録画ソリューション「テモトル」事業を譲り受けた。また、2025年1月には、新たな事業展開としてSNSでのライブコマースによるアンティーク商材の販売を主たる事業とする株式会社MF6の株式を取得し子会社化した。

③ 系統用蓄電池事業への参入

当社は、M&Aについては、上記②の新株式及び第4回新株予約権の発行に伴う調達資金（1,934百万円）の規模に見合い、当社の戦略的方向性や企業文化と合致し、長期的なシナジー効果が期待できる案件は市場において限定的であり、短期間で財務状況の改善を推進していくことは困難であると判断し、2025年5月に就任した代表取締役鈴木雅順とともに現状の事業環境及び当社の経営方針を検討した結果、2025年6月12日付け「日本エネルギー総合システム株式会社からの系統用蓄電所事業用地譲受に関するお知らせ」において公表したとおり、あらたな成長戦略として系統用蓄電池事業へ参入することを決定した。また、当社は、これに伴い、衣料品等事業のM&A資金に充当予定としていた1,934百万円の未充当部分の一部である1,350百万円を、系統用蓄電池事業に充当する（資金使途の変更）こととした。

系統用蓄電池事業への参入を決定した背景としては、当社が2024年末頃より、系統用蓄電池を活用した充放電計画による収益事業について検討を開始していたことに加え、代表取締役社長に就任した鈴木雅順が当該事業に関する知見を有し、複数のエネルギー事業関連会社との関係を有していたことが挙げられる。

このような状況下において、当社は、2025年6月2日付けで、新設分割により設立した当社の子会社に既存のアパレル事業を移管し、グループ全体の戦略立案と監督機能を強化するとともに、各事業会社の自律的な成長を促進する体制を構築した。また、当社は、2025年7月17日付け「新たな事業の開始に関するお知らせ」で開示したとおり、同日開催の取締役会において、収益基盤の確保及び持続的成長の実現を目的とした新規事業として、系統用蓄電池事業の開始に至る経緯及び事業の概要を公表した。当社は、系統用蓄電池事業においては、2027年度までに全国50カ所、合計出力100MW（蓄電池容量400MWh規模）の蓄電所の開発・運用を目指しており、当社の収益の柱となる事業にするべく、更なる成長を図る方針である。当社は、本新株予約権による調達資金の一部を、系統用蓄電池事業の拡大に充当予定である。

④ AI データセンター事業への参入

さらに、当社は、2025年9月18日に、戦略的コア事業として、新規にグローバルベースでのAI データセンター事業を立ち上げるために、当社の完全子会社としてスターシーズデジタル株式会社（以下「SSD」という。）を設立し、高度人材の獲得を推進してきた。

SSD の事業内容はAI データセンター向けエンドツーエンドソリューションの提供であり、具体的には、AI サーバー、ストレージ、スイッチ、光モジュール、コンテナ型データセンター、先進的な液冷技術を組み合わせ、IDC 運営事業者のネットワークサービスと連携し、提案・構築・運営までを支援するものである。SSD は、AI ドリブンのビジネス革新と持続可能な成長を実現し、社会のスマート化を推進している。

SSD は、世界の地政学リスクの高まりが続く中で、AI データセンターの最先端サーバー製品の出荷を筆頭に、メイド・イン・ジャパンの工場として機能していくことを目指しており、現在、日系大手製造業グループと協業して、2026年中の完成品出荷を目指し、メイド・イン・ジャパンの工場の準備を進めている。

そのほかにも、当社は、AI データセンター事業パートナー及び事業パートナー候補との連携・協議を深化させてきた。具体的には、当社は、2025年12月22日付け「子会社のサーバー関連商品に係る商品取引基本契約の締結に関するお知らせ」において公表したとおり、電子機器輸入販売業を営む株式会社マイタックジャパン（本社：東京都港区、代表取締役 原 俊彦）との間でサーバー関連商品の売買等に係る商品取引基本契約を締結した。また、当社は、2025年12月23日付け「子会社のサーバー関連商品に係る商品取引基本契約の締結に関するお知らせ」にて公表したとおり、電子機器 ODM メーカーである Inventec CORPORATION（本社：台湾台北市、代表者・総経理 蔡枝安）と、GPU サーバー関連商品の売買等に係る商品取引基本契約を締結した。SSD は、新たなグローバルなネットワーク及び需要の高い商品ラインナップの獲得による AI 関連ビジネスの拡大加速を目的として、サーバー関連業界及び GPU サーバー関連業界においてグローバルな実績のあるこれらの企業と共に、今後も高い成長性が見込まれるサーバー及びデータセンター関連事業をスピード感をもって推進するとともに、持続可能な AI 技術の開発と普及を通じて、社会価値の創造と企業価値の最大化の両立を目指す方針である。

また、SSD は、2026年3月19日付け「子会社の液冷 AI データセンターソリューションに係る覚書締結に関するお知らせ」において公表したとおり、Castrol (Lubricants UK Limited・BP グループ) 及び xFusion 技術日本株式会社と、日本市場向けの統合型液冷 AI データセンターソリューションに関する戦略的協業の可能性を検討することを目的として、三社間戦略的協業に関する覚書 (MOU) を締結した。これは、日本のデジタルインフラ・エコシステムにおける液冷技術の活用拡大を支援することを目的とするものである。SSD は、コンピューティング・ハードウェア、先進的な冷却システム並びに施設設計の更なる連携を促進することで、AI コンピューティング基盤の効率的かつ持続的な導入に寄与し、各産業におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展に寄与することを目指す方針である。

当社は、これらの取組みと並行して、国内を中心とする世界での AI データセンターサービス提供に向けて、グローバルネットワークを活用した営業活動も推進している。このような状況に

鑑み、当社は、事業機会を逸することなく獲得し、財務基盤の強化を図るため、相当規模の自己資金を機動的に確保することが必要と判断し、本新株予約権による調達資金の一部を、AI データセンター事業における設備投資資金及び運転資金等に充当予定である。

⑤ アパレル事業の再構築

当社は、既存のアパレル事業については、本新株予約権による調達資金の一部を活用し、M&Aを視野に入れて再構築に取り組み、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称している。）の持続的成長と企業価値の向上を目指す方針である。

⑥ 資金調達の必要性

2026年2月末時点における当社グループの現金及び預金は1,832百万円であるが、系統用蓄電池事業及びAI データセンター事業の本格展開には大規模な初期投資が必要であり、また、それに備えた財務基盤の一層の強化を図るため、当社は追加的な資金調達を積極的に推進する必要がある。

当社は、これらを考慮し、現在のタイミングで、本資金調達を行うことが適切と判断し、本日付けの取締役会において、第三者割当の方法による本新株予約権の発行を決議した。当社は、本資金調達により希薄化が生じる一方、調達資金を活用した戦略投資等による今後の当社グループの事業成長、財務基盤の拡充を通じ、当社グループの企業価値向上と、既存株主の利益に繋がるものと考えている。なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「(2) 本資金調達に係る資金の具体的な使途」に記載のとおりである。

(2) 本資金調達に係る資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
④ 系統用蓄電池事業	5,900,000,000円	2026年6月～2029年6月
⑤ AI データセンター事業における設備投資資金及び運転資金等	5,552,606,300円	2026年6月～2031年5月
⑥ アパレル事業	500,000,000円	2026年6月～2031年5月
合計	11,952,606,300円	

① 系統用蓄電池事業（5,900百万円）

(a) 蓄電所開発・建設関連資金5,740百万円

当社は、2025年7月17日付け「新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表のとおり、系統用蓄電池事業を開始し、既に2027年度までに全国50カ所、合計出力100MW（蓄電池容量400MWh規模）の系統用蓄電所の開発を計画している。当社は、系統用蓄電所開発計画の確実な推進を目的として、新規発行による手取金5,740百万円を主に土地取得及び建設費用、系統接続費用、建設関連費用に充当するが、投資する案件の進捗状況や市場環境を踏まえ柔軟に資

金配分を行う方針である。当社は、2025年9月18日を割当日とする第5回、第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に際しては、その手取金のうち1,680百万円を系統用蓄電池事業に充当することを予定していたが、2025年11月13日付け「第三者割当により発行された第5回、第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正選択権付）の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の株価が第5回、第6回及び第7回新株予約権の各当初行使価額を大きく下回る水準で推移し、当該新株予約権の発行後、当社が想定していたペースでの資金調達を行えていなかったことから、当該新株予約権の合計数30,000個のうち、1,223個の行使が行われた段階で、残る28,777個の全部を2025年11月28日付けで取得した。これらの新株予約権の行使により調達し、実際に系統用蓄電池事業に充当した金額は99百万円にとどまった。そのため、当社は、本新株予約権により調達される金額を追加で系統用蓄電池事業に充当する方針である。

(b) アグリゲーション技術の高度化（80百万円）

当社は、需給調整市場における最適制御技術での収益性向上による差別化のための制御システムの開発、AI・IoTを活用した効率的運用技術の導入（AIによる需給予測・市場価格予測の高度化、IoTによるリアルタイム統合監視・分散制御、AIによる蓄電池劣化予測・ライフサイクル最適化等）、RE100電力株式会社との連携による技術開発に資金を充当する方針である。

(c) システム構築・運用費用（80百万円）

当社は、事業管理システムの構築・改良、データ分析・レポートシステムを整備、セキュリティ対策・バックアップシステムの構築に資金を充当する方針である。

② AIデータセンター事業における設備投資資金及び運転資金等（5,552百万円）

当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をSSDに貸し付け、SSDは、当該貸付資金をAIデータセンター事業におけるGPUサーバー一式若しくは関連・周辺設備等の設備投資資金、人件費若しくは外部委託費等の運転資金又はデータセンターサイト利用に係る敷金、賃借料若しくは水道光熱費に充当する予定である。

AIデータセンター事業のビジネスモデルとしては、「①GPUサーバーを調達して第三者に販売するケース」、「②GPUサーバーを自社で保有・運用し、計算リソースとして貸し出すケース」の大きく2つが想定されるが、いずれの場合においても、まずはサーバー調達資金の確保が前提となり、事業拡大のためには先行投資資金が必要となる。

AI用途のミドル～ハイスペックのGPUサーバーの場合、単価は搭載するGPUの種類や枚数により変動するものの、一般的には1台当たり10万米ドル～50万米ドル程度（1米ドル150円換算で1,500万円～7,500万円程度）のレンジとなる。

各AIデータセンターにより規模は様々であるが、コンテナ型等の小規模なものであれば20～50台程度、大規模なものであれば100～200台程度が想定され、それぞれ3億円（1,500万円×20台）～37.5億円（7,500万円×50台）程度、15億円（1,500万円×100台）～150億円（7,500万円×200台）程度の資金が必要となる。

特にハイエンド構成の GPU サーバーでは、上記のとおり 1 台当たり数十万米ドルに達するため、台数の増加に応じて必要資金が急速に拡大する。また、自社運用モデル（上記「②GPU サーバーを自社で保有・運用し、計算リソースとして貸し出すケース」）においては、これに加えてデータセンター利用料や電力・冷却費、ネットワーク費用等の運転資金も継続的に発生する。

当社では、これらのうち、コンテナ型等の小規模なもの（必要に応じてコンテナの個数の増減により容量を調整）に注力する方針である。

③ アパレル事業（500 百万円）

当社は、M&A や事業提携も視野に入れた再構築の資金に 500 百万円を充当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指す。

当社のアパレル事業は、独自性と革新性を追求したオリジナルファッションブランドの企画・開発・販売を通じて、現代のファッションシーンに新たな価値とスタイルを提案している。当社のアパレル事業は、「多様なブランドポートフォリオ」「全国展開の店舗ネットワーク」「オンラインとオフラインの融合」を特徴としているが、これをとりまく事業環境は厳しく、当社は、不採算店舗の閉鎖を推進するなど事業構造改革に取り組んできた。当社は、引き続き、採算を重視した事業構造改革を推進していく一方で、様々な産業において大きな変革をもたらしている AI や DX の活用が不可欠であると考えている。

AI は、需要予測に基づく適正在庫配置、トレンド分析に基づく商品企画の高度化、顧客データを活用したレコメンドやパーソナライズ施策、広告配信の最適化や SNS 分析による販促強化、チャットボットによる接客高度化を通じて購買率とリピート率を向上させ、売上拡大に寄与する。当社は、AI の利用を通じて、需要予測に基づく仕入・生産最適化により過剰在庫や廃棄ロスを削減し、在庫配置の効率化による物流コスト低減、価格最適化により値下げ損を抑制し、画像生成やデザイン支援でサンプル作成費を削減し、チャットボットや業務自動化により店舗・バックオフィスの人件費を抑え、全体のコスト構造を改善できると考えている。

DX は、EC と店舗を統合した OMO により顧客接点を拡張し、購買データに基づくパーソナライズ施策やレコメンドで購買率を向上させる。当社は、DX を通じて、(i) CRM や会員アプリで LTV を高め、SNS・デジタル広告の最適化で集客を強化し、需要データを活用した商品企画・品揃えの高度化により、売上拡大に寄与すること、(ii) 需要データに基づく仕入・在庫管理の高度化により過剰在庫や値下げロスを削減し、在庫回転を改善すること、(iii) 受発注や物流のデジタル化で業務効率を高め、店舗の無人化・省人化やバックオフィスの自動化により人件費を抑制すること、及び (iv) ペーパーレス化やサプライチェーンの可視化により間接コストも低減できると考えている。

当社は、以上のような AI や DX 分野での取組のための資金に調達資金を充当する方針である。また、当社は、現時点で個別具体的な対象会社は想定していないものの、それらの取組の過程において M&A や事業提携も検討する方針である。

(3) 検討

当社は、大要、①当社が単一セグメントのみの事業構造を有していたこと、及びアパレル事業に関

する環境が変化したことから、当社が 2024 年 2 月期及び 2025 年 2 月期の事業年度においても相当程度の事業損失を計上しており、現状のままでは収益力向上が困難であると予想されていたこと、② 当社は、系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業につき、設備投資及び M&A を含む投資や業務提携を既に開始しており、これらの事業の本格的な展開のための下地が形成されつつあること、③ 当社は、系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業への転換を通じて、2026 年 2 月期には 199 百万円の営業利益を計上し、黒字化を達成したこと、④ このまま当社の事業構造の転換が進展すれば当社が抱える短所の解消につながることで、並びに⑤ 本資金調達に係る調達資金をもってアパレル事業への投資も併せて実施することで、アパレル事業の立て直しを図る契機となり得ることを踏まえた検討の結果、本資金調達が当社の企業価値を向上させ当社の株主の利益に資すると説明している。本第三者委員会は、以上の当社の説明に関連して、当社に対し、資金使途の算定の前提及び方法、資金使途の内訳、過去の設備投資実績の状況等について質問を行った。当該質問に対する当社の回答は、当社が中期事業計画に照らして整合性あるものであり、かつ、過去の実績を考慮した前提の下で資金使途の算定を行ったことをうかがわせるものであり、本第三者委員会が入手した情報及び当社から受けた回答の範囲において特に不合理な点は見受けられなかった。

事業構造に起因する収益基盤の脆弱性を抱えているとの当社の現状認識は的確かつ切実であり、事業構造の転換を図る当社の施策は首肯し得る。加えて、(a) 当社が系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業の参入に関して既に相応の投資及び業務提携を開始していること、(b) 前記のとおり、当社の代表取締役である鈴木雅順氏が系統用電池事業に関する知見を有し、かつ、複数のエネルギー事業関連会社との関係を有していること、(c) 過去の投資状況を分析した上で資金使途及び支出時期を定めているとの当社の説明には本第三者委員会が入手した情報及び当社から受けた回答の範囲において特に不合理な点は見当たらないこと、(d) 当社が系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業への参入を開始した 2026 年 2 月期には営業利益を計上し、黒字化を達成するに至ったこと、(e) 当社の取締役会において資金使途に係る実現可能性を含め検討されていることに鑑みれば、系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業を新たな主軸とする当社の成長戦略は、近年の当社における両事業の方向性に沿ったものであると考えられる。

以上の検討を踏まえると、系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業を本格的に展開することが当社の企業価値を向上させ当社の株主の利益に資するとの当社の説明は合理的と考えられる。本第三者委員会は、本資金調達には合理的な必要性が認められると考える。

2 本資金調達の相当性

(1) 資金調達方法の選択理由

本資金調達の手法（以下「本資金調達方法」という。）の選択理由及び意義をまとめると以下のとおりである。

① 本資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものである。当社は、様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するに当たり、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した本資

金調達方法のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較等を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断した。

- (a) 対象株式数を 3,000,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 971.1 円に固定されている第 8 回新株予約権 (CFE を割当予定先とする。)
- (b) 対象株式数を 2,000,000 株とし、行使期間を 3 年間とする行使価額が 1,133.0 円に固定されている第 9 回新株予約権 (CFE を割当予定先とする。)
- (c) 対象株式数を 7,000,000 株とし、行使期間を 5 年間とする行使価額が 971.1 円に固定されている第 10 回新株予約権 (サステナを割当予定先とする。)

第 8 回新株予約権の行使価額は 971.1 円 (各本新株予約権の発行を決議した日 (以下「発行決議日」という。) の直前取引日までの直前 3 か月間の東証終値の単純平均値である 1,079.1 円の 90.00%)、第 9 回新株予約権の行使価額は 1,133.0 円 (同直前取引日までの直前 3 か月間の東証終値の単純平均値である 1,079.1 円の 105.00%)、第 10 回新株予約権の行使価額は 971.1 円 (同直前取引日までの直前 3 か月間の東証終値の単純平均値である 1,079.1 円の 90.00%) に固定されており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みである。

当社は、既存のアパレル事業に加え、蓄電池事業及び AI データサーバー事業への展開を進めている。現在、これらの新規事業は本格展開に向けた途上にあるが、足元の当社株式の市場株価は 2026 年 2 月頃から急速にボラティリティが高まっている。当社は、かかる状況を踏まえ、より適切な企業価値を反映する観点から、一定期間の平均株価を用いることが合理的であると判断し、割当予定先と協議の上、第 8 回新株予約権及び第 10 回新株予約権の行使価額を直前 3 か月間の東証終値の単純平均値の 90.00% である 971.1 円、第 9 回新株予約権の行使価額を直前 3 か月間の東証終値の単純平均値の 105.00% である 1,133.0 円に設定した。

これらの行使価額のうち、第 8 回新株予約権及び第 10 回新株予約権の行使価額は、2026 年 6 月 5 日における東証終値 1,000 円に対して 2.9% のディスカウント、直前 1 か月間の東証終値の平均株価 1,073.4 円に対して 9.5% のディスカウント、直前 6 か月間の東証終値の平均株価 923.4 円に対して 5.2% のプレミアムが付された価格である。第 9 回新株予約権の行使価額は、2026 年 6 月 5 日における東証終値 1,000 円に対して 13.3% のプレミアム、直前 1 か月間の東証終値の平均株価 1,073.4 円に対して 5.6% のプレミアム、直前 6 か月間の東証終値の平均株価 923.4 円に対して 22.7% のプレミアムが付された価格である。

② 本資金調達方法の特徴

本開示書類及び本第三者委員会の質問に対する当社の担当者からの回答等に基づきまとめられる本資金調達方法の特徴及び本件の資金調達手法と他の資金調達手段との比較は以下のとおりである。

- (a) 本資金調達方法のメリット

ア 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントと異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されている。本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 12,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはなく、当初の見込みを超える希薄化が生じることはない。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがある。

イ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現される。

ウ 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会で定める取得日の 1 か月以上前の日までに本新株予約権者の権利者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる設計である。これにより、資本政策の柔軟性確保が可能であり、また、株価が行使価額を上回っている状況において当該取得条項を行使することで間接的に行使促進を図ることも可能である。

エ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定である。当社は、一定の条件に基づき、割当予定先に対して 1 週間以上前の日までの事前通知を行うことにより、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計である。なお、当社は、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示する方針である。

オ 割当予定先による市場売却の制限

第 8 回新株予約権買取契約及び第 9 回新株予約権買取契約において、割当予定先は、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」という。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要である。

カ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前承認がない限り、割当予定先から第三者に譲渡されない。

(b) 本資金調達方法のデメリット

ア 本新株予約権の行使により希薄化リスク

本新株予約権の対象株式数は発行当初から 12,000,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じる。

イ 資金調達が段階的に行われること

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされる。本新株予約権は、原則として当社株価が当該各行使価額を超えて初めて権利行使が行われる。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではない。したがって、当初に満額が調達される資金調達方法と異なり、実際に資金を調達するまでに一定期間を要する。

ウ 株価低迷時の資金調達リスク

当社株価が本新株予約権の各行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が実行出来ない可能性がある。

エ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界がある。

(c) 他の資金調達方法との比較

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりである。

ア 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性がある。また、当社の現状の時価総額、流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断した。

イ 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されるが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断した。

ウ 第三者割当てによる新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができるが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念がある。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断した。

エ 第三者割当てによる新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達出来ること、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満

期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になる。資金手当てができなかった場合デフォルトを起し、経営に甚大な影響を与えるリスクがある。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でない判断した。

オ 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でない判断した。

カ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあるが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切ではない判断した。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でない判断した。

キ 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達については今後も引き続き検討対象となり得るものの、当社の中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと考えられる。したがって、今回の資金使途について負債調達によることは資本調達手法として適切でない判断した。

(d) 当社の検討結果

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できる。

また、本新株予約権は、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の1か月前までに通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としている。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断

した。

③ 検討

当社がシステム用蓄電池事業及び AI データセンター事業への設備投資その他の投資を適時適切に実行するためには、必要な時期に必要な十分な資金調達を行うことを要すると考えられる。この点に関して、本新株予約権は行使価額が固定されているため、当社の普通株式の市場価格が当該各行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、上記の資金需要を満たすことができない可能性がある。また、本資金調達は、新株予約権によるものであるため、公募増資や新株予約権付社債による方法との比較において、資金の確保が段階的なものとならざるを得ず、かつ、本新株予約権の行使に係る割当予定先の意向による影響を受け得るというデメリットがあることは否定できない。しかし、前記のとおり、(i) 上記 2 事業を軸とする構造転換による収益力向上という当社の成長戦略は近年の当社における各事業の方向性に沿ったものと考えられること、及び(ii) 実際に 2026 年 2 月期には上記の方針により黒字化を達成していることを踏まえると、当社の想定するスケジュールどおりの資金調達の実現を期待することにも一定の合理性があると考えられる。そうであれば、資金調達を本新株予約権の発行により行うことは、当社の資金需要に照らして合理的と考えられる。

本新株予約権の全部が行使された場合、当社の普通株式 12,000,000 株が発行され、当社の既存株主に相当程度の希薄化（希薄化率 139.03%）が生じることとなる。しかし、「(2) 発行条件等の相当性」の「③ 検討」において記載のとおり、本資金調達によって当社の既存株主に生じるデメリットに比して、当社の既存株主に生じるメリットは大きいと考えられる。加えて、上記のような本資金調達のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較に関する当社の説明に特に不合理な点は見受けられない。

したがって、本第三者委員会は、資金調達を本新株予約権の発行により行うことは合理的であると考えます。

(2) 発行条件等の相当性

① 本新株予約権の払込金額及び行使価額の算定根拠、並びに発行条件の合理性

(a) 当社における検討状況

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号）に算定を依頼した。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はない。当社は、当該算定機関が下記的前提条件を基に算定した評価額（第 8 回新株予約権 1 個当たり 447 円、第 9 回新株予約権 1 個当たり 94 円、第 10 回新株予約権 1 個当たり 207 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額をそれぞれ当該評価額と同額である第 8 回新株予約権 447 円、第 9 回新株予約権 94 円、第 10 回新株予約権 207 円とした。

当該算定機関は、算定時点の当社の株価（1,000 円）、株価変動率（74.8%）、配当予想額（10 円/株）、無リスク利率（1.9%）、当社の株式の流動性、権利行使期間終了時点において本

新株予約権が残存する場合において発行会社による取得が行なわれるものとする事等について一定の前提を置いた上で、本新株予約権の評価を実施した。当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、(i)当該算定機関が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられること、(ii)割当予定先との間での協議の結果、払込金額を当該評価額と同額としていることから、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断した。

また、当社は、従来の衣料品等事業に加え、系統用蓄電池事業やGPUサーバー等事業といった新規事業への取組を進めており、事業ポートフォリオの転換期にある。このような状況下では、将来成長への期待や不確実性の双方が株価に反映されやすく、短期的な価格変動が大きくなる傾向にある。そのため、当社は、本新株予約権の行使価額につき、特定の一営業日の終値を基準とするのではなく、平均株価という平準化された値を参考とすることで、一時的な市場要因による影響を平準化し、より合理的かつ安定的な行使価額の設定が可能になると判断した。当社は、2026年6月5日の終値が2026年5月1日（2026年5月5日は取引休業日であるため、その直前取引日である2026年5月1日を基準とする。）の終値から13.2%下落し、2026年3月5日の終値から21.5%上昇するなど、当社の普通株式の株価の短期的な変動が大きいかを考慮し、割当予定先との交渉を踏まえて、公正な行使価額を決定する上で、直前1か月間と比較して、直前3か月間の平均株価を採用する方が算定方法として客観性が高く、合理的なものであると判断し、本算定方法を採用した。その上で、本新株予約権については段階的な行使を想定していることを踏まえ、行使期間の初期の段階で行使されることが想定される第8回新株予約権と第10回新株予約権については、当社の新規事業（系統用蓄電池事業及びAIデータセンター事業）の将来成長への期待がある半面、新規事業の不確実性も存在することを考慮して、直近3か月間の終値の平均から10%のディスカウントとし、第8回新株予約権と第10回新株予約権よりも後の段階で行使されることが想定される第9回新株予約権については、第8回新株予約権と第10回新株予約権の行使とともに新規事業が進捗し、不確実性が減少していくことが期待されることから、直近3か月間の終値の平均から5%のプレミアムとすることが合理的であると判断した。そこで、当社は、割当予定先との間での協議の上、第8回新株予約権の行使価格を971.1円（発行決議日の直前取引日までの直前3か月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の90.00%、発行決議日の前日終値から2.9%のディスカウント）、第9回新株予約権の行使価格を1,133.0円（同直前取引日までの直前3か月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の105.00%、発行決議日の前日終値から13.3%のプレミアム）、第10回新株予約権の行使価格を971.1円（同直前取引日までの直前3か月間の東証終値の単純平均値である1,079.1円の90.00%、発行決議日の前日終値から2.9%のディスカウント）と決定した。なお、各本新株予約権の行使価格は、2026年6月5日における当社普通株式終値1,000円に対して、第8回新株予約権につき2.9%のディスカウント、第9回新株予約権につき13.3%のプレミアム、第10回新株予約権につき2.9%のディスカウントとなる。

さらに、当社の会社法上の社外取締役2名の全員から、会社法上の職責に基づいて以下の各

点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得している。

ア 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計がかかる専門知識及び経験を有すると認められること。

イ 当社と株式会社赤坂国際会計との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社との継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること。

ウ 当社取締役がそのような株式会社赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること。

エ 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社赤坂国際会計が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること。

オ 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。

カ 本新株予約権の発行要項については当社の法律顧問より法的に問題ない旨の見解を得た上で、当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること。

キ 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

ク 上記クより株式会社赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること。

加えて、当社の会社法上の社外取締役2名の全員から、上記のディスカウント率については、本第三者割当による必要調達額の規模、本新株予約権の行使に伴い発行される当社の株式の流通量が既存株主の皆様にも与える影響、当社の業績及び信用リスク（新規事業の不確実性に伴うものを含む。）、各割当予定先が負う当社の株式の価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること、及び日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付け）に準拠した10%を超えない範囲で設定されていることから、上記のディスカウント率とすることについても合理性が認められると判断している旨の意見が述べられている。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社の監査役3名（うち2名が社外監査役）全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明している。

(b) 検討

本第三者委員会は、株式会社赤坂国際会計に対し、本評価報告書における算定の前提及び考え方（具体的には、本新株予約権ごとの行使期間の差異に対する評価、ボラティリティの合理性、予想配当額の仮定、モンテカルロ・シミュレーションにおける試行回数、割当予定先の権利行使行動の仮定）について質問した。当該質問に対する当社の回答について、特に不合理な点は見受けられなかった。本評価報告書は、合理的な前提の下で作成されたものと認められる。

本第三者委員会は、当社に対し、(i)本新株予約権の行使価格の算定に際し発行決議日の直前取引日までの直前3か月間の東証終値の単純平均値を用いること、及び(ii)第8回新株予約権及び第10回新株予約権の各行使価格をディスカウント価格としたことに関する背景事情及び当社の考え方について質問した。本第三者委員会は、当社から、大要、(x)当社の新規事業に対する市場の期待感が当社の株式の市場価格に反映され始めたと考えられる期間（直近1か月間及び直近3か月間）のうち、短期的な騰落による影響を比較的排除可能と考えられることから、より長期である直近3か月間の東証終値の単純平均値を基準とし、(y)各割当予定先との発行条件に係る交渉状況も踏まえ、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付け）の基準の範囲内でディスカウント率を定めたとの回答がなされた。本第三者委員会は、このような当社の説明に加え、発行決議日の直前取引日までの直前3か月間の東証終値の単純平均値が発行決議日の直前取引日の東証終値を上回っており、発行決議日の直前取引日の東証終値を基準としたとしても、そのディスカウント率が日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付け）の基準の範囲に収まることも踏まえ、発行決議日の直前取引日までの直前3か月間の東証終値の単純平均値を基準とするディスカウント価格とすることに合理性が認められると考える。

そのため、株式会社赤坂国際会計及び当社に対する質問への回答のほか、前記の当社の説明及び本評価報告書の内容に不合理な点は見受けられない。

以上によれば、本新株予約権の発行条件が(i)当社の市場株価の動向、当社の事業構造の転換に関する施策の実施状況等を踏まえ、割当予定先と交渉を行った結果合意されたものであること、及び(ii)合理的な前提の下で作成された本評価報告書の算定結果と整合的であることが認められる。本第三者委員会は、本新株予約権の発行条件の検討過程に不合理な点はないと考える。

① 希薄化についての評価

本新株予約権の目的である株式の総数は、第8回新株予約権3,000,000株、第9回新株予約権2,000,000株及び第10回新株予約権7,000,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は12,000,000株（議決権数120,000個）である。2026年6月8日現在の当社発行済普通株式総数8,631,100株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数86,273個）を分母とする希薄化率は139.03%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は139.09%）の希薄化が生じる。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当てに該当する。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者

割当てに該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由に従って、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定した。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 12,000,000 株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 189,198 株であり、一定の流動性を有している。

さらに、当社は、経営者から一定程度独立した者として、高野総合コンサルティング株式会社の鏡高志公認会計士、中田公認会計士事務所の中田貴夫公認会計士及び LBX 法律事務所の柴田堅太郎弁護士の 3 名によって構成される本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求めた。当社は、本第三者委員会から本意見書を 2026 年 6 月 8 日付で入手している。なお、当社は、LBX 法律事務所の柴田堅太郎弁護士及び高野総合コンサルティング株式会社の鏡高志公認会計士は第三者割当による資金調達に関する意見書作成の経験が豊富であり、また、中田公認会計士事務所の中田貴夫公認会計士を含む 3 名は本件第三者割当による資金調達において必要とされる知見及び実績を十分に有していると判断されることから、本第三者委員会のメンバーとして適切であると判断した。

したがって、当社は、上記のような希薄化が生じるものの、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主にも十分な利益をもたらすことが出来ると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断した。

③ 検討

前記のとおり、本第三者委員会は、(i) 本新株予約権の発行条件が (x) 当社の市場株価の動向、当社の事業構造の転換に関する施策の実施状況等を踏まえ、割当予定先と交渉を行った結果合意されたものであること、及び (y) 合理的な前提の下で作成された本評価報告書の算定結果と整合的であること、並びに (ii) その他、本新株予約権の発行条件の検討過程に関する当社の説明及び本評価報告書の内容に特に不合理な点が見受けられないことを踏まえ、本新株予約権の発行条件の検討過程に不合理な点はないと考える。

本新株予約権の全部が行使された場合、当社の普通株式 12,000,000 株が発行され、当社の既存株主に相当程度の希薄化（希薄化率 139.03%）が生じることとなる。しかしながら、前記のとおり、当社は、アパレル事業に係る事業環境が長期にわたり悪化していることから、2024 年 2 月期の営業損失△103 百万円に対し、2025 年 2 月期は△282 百万円の営業損失を計上している。当社は、速やかに事業構造の転換を達成しなければ、当社の企業価値が毀損される可能性が相応にあることは否定できない。他方、当社は、前記のとおり、既に系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業の双方について具体的な事業計画を策定するとともに、その達成に向けた設備投資その他の投資を一部開始しており、これらの事業を主軸とした収益基盤の改善により、ひいては当社の企業価値向上に資するという当社の説明も当社の中期事業計画と整合的である。さらに、本資金調達による調達資金は、アパレル事業の健全化のための施策にも充当される予定である。このように、本資金調達は、短期的には相当程度の希薄化によって当社の既存株主に不利

益を生じる一方で、中長期的には当社の企業価値向上に資するものと考えられる。加えて、本資金調達、新株予約権の発行により行われるものであり、公募増資とは異なり、直ちに希薄化が生じるわけではない。以上を踏まえると、本資金調達によって当社の既存株主に生じるデメリットに比して、当社の既存株主に生じるメリットは大きいと考えられる。このほか、希薄化に対する考え方についての当社の説明に特に不合理な点は見受けられない。

本第三者委員会は、以上のとおり、(α)本新株予約権の発行条件の検討過程に不合理な点はないと考えること、及び(β)本資金調達による希薄化を踏まえても、当社の既存株主に生じるメリットは大きいと考えられることを踏まえ、本新株予約権の発行条件は合理的であるとする。

(3) 割当予定先の相当性

① CFE

(a) 選定理由

当社は、複数の証券会社から提案があった中で、2026年4月頃、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った本新株予約権の割当予定先であるCFEによる本第三者割当に関する提案を受領し、検討を進めてきた。検討の結果、当社としては、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、割当予定先による本第三者割当の提案が当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると判断した。割当予定先によれば、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しているとのことであり、かつ、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向であるとのことである。これにより、海外機関投資家による当社への投資を期待することができる。割当予定先の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界各国に拠点を有する金融サービスグループであり、全世界で7,000社以上の機関投資家とのネットワークを有している。当社としては、このように世界中の機関投資家網を有するCantor Fitzgeraldグループに属するCFEを割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えている。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に2026年3月下旬頃に割当予定先を選定するに至った。

(b) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められる予定である。また、CFEとの間で締結する本新株予約権割当契約においては、株価への影響を抑制する観点から、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社による本新株予約権割当契約上の義務又は誓約の違反、当社の表明保証違反、当社に関する倒産手続開始の

申立てその他の信用不安事由、東京証券取引所による監理銘柄指定又は整理銘柄指定、売買停止若しくは売買規制、本新株予約権の行使に悪影響を及ぼす金融、為替、政治若しくは経済上の重大な変化等が発生した場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定である（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社とCFEとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはない）。

なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関するCFEの保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、CFEから口頭で確認している。なお、本新株予約権の行使によりCFEに対して交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示する。また、CFEは、CFE又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を、本新株予約権買取契約において表明する予定である。なお、CFEが取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性がある。

また、当社は、2026年6月8日開催の取締役会の決議を行った日から一定期間（具体的には、当社とCFEとの間で締結する本新株予約権買取契約においては、本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間）、CFE又はその関連会社を相手方とする場合及び本新株予約権に関する場合を除き、(イ)株式（優先株、普通株、その他の種類を問わない）、株式に転換可能な金融商品（転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない）、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式（又は株式類似の）商品及び(ロ)株式に転換可能な負債の募集、売出し、第三者割当増資、発行について、発行会社等の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行又は付与に該当しない限り、勧誘を行い、他社との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、CFEによる事前の書面による承諾を要することを、本新株予約権買取契約において誓約する予定である。

(c) 払込みに要する資金等の状況

当社は、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCFEの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済み財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、CFEが同社に割り当てられる本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断している。なお、CFEのより直近の財産の状況を確認できる資料は受領していないが、CFEは英国のFCAの認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督の下、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、本日現在

においても、CFE の流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識をしていない。加えて、CFE の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. が米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission) に報告を行っている Ernst & Young による監査済財務内容に基づき、2024 年 12 月 31 日時点で 4,532.8 百万米ドルの金融資産を有していることを確認している。また、CFE は、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。また、本日現在においても、CFE が本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券の証券業務部の責任者から受けている。

(d) ロックアップ

当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使を完了する日までの期間、銀行借入れを除く資金調達について、CFE 以外の第三者との間で協議、交渉若しくは合意を行い、又はそれらの公表を行おうとする場合、CFE による事前の書面による承諾を要することとされている。ただし、当社が、戦略的投資家との資本提携、事業提携又は業務提携等（以下「戦略的提携」という。）に関連して行う協議、交渉若しくは合意又はそれらの公表については、当該制限は受けられないものとされている。当社は、当該戦略的提携に関する協議若しくは交渉を開始する場合又は当該戦略的提携に関する公表を行おうとする場合には、当該戦略的提携の相手方及び概要を、合理的な範囲で速やかに CFE に通知するものとされている。

(e) 割当予定先の実態

CFE は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門である。当社は、CFE が、FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督の下、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認している。日本においては、CFE の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券が第一種及び第二種金融商品取引業社の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けている。以上のことから、CFE 並びにその役員及び主要株主は、反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断している。なお、当社は、東証に対して、CFE、CFE の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出している。

② サステナ

(a) 選定理由

当社は、今後継続的に発展していくために、安定的な財務戦略を背景とした新規投資案件への資金投下を図る方針であり、かかる方針を実践するために必要となる資金について、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、調達方法を模索してきた。

そのような中、当社は、サステナが当社の筆頭株主である主要株主であり、かつ、系統用蓄

電池事業及び AI データセンター事業を含む当社の事業展開に賛同を示していたことから、サステナが本第三者割当の割当先の候補となり得ると考えた。そこで、当社の代表取締役である鈴木雅順は、2026 年 2 月上旬、サステナの代表を務める宮城宅矢氏に対し、系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業のプロジェクト資金等に充当するため大規模な自己資金調達が必要となる旨を説明した。当社は、サステナの代表である宮城宅矢氏から、当社における大規模な自己資金調達について理解を得られたことから、サステナとの間で当該資金調達に関する当事者間協議を開始した。当社は、かかる当事者間協議を通じて、本新株予約権をサステナに割り当てることが当社の経営及び株主価値向上に資するものと判断した。

(b) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められる予定である。

当社は、サステナより、本資金調達は、当社を資金面で支援するために行うものであり、当社の支配権獲得を目的としたものではないこと、また、本新株予約権の行使による払込資金を確保するため、本新株予約権の行使により取得した当社株式を速やかに売却する可能性がある旨の口頭による表明を受けている。また、当社は、サステナとの間で、本新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会による事前の承認を要する旨を定めた本第三者割当契約を締結する予定である。この譲渡承認に当たっては、当社は、譲受先の本人確認、並びに反社会的勢力との関係の有無、本新株予約権行使のための払込原資及び譲受先の保有方針の確認を事前実施する方針である。また、本新株予約権の譲渡がなされた場合、当社は直ちにその内容について開示する方針である。

(c) 払込みに要する資金等の状況

サステナにおける本新株予約権の発行価額の払込みに要する資金に関して、当社がサステナの 2026 年 5 月 25 日までの入出金明細一覧表（預金残高が記載されたもの。）の写しを確認した時点では発行価額の払込みに足る預金の確保が確認できなかった。他方、当社は、サステナに対する聴取を通じて、サステナが本日時点で保有する当社の株式を本有価証券届出書の提出後払込日前までに売却することで本新株予約権の発行価額の払込みに必要な資金を調達する予定であることを確認した。当社は、これを踏まえ、サステナ、本新株予約権の発行価額の払込みに足る現金預金を確保できることが合理的に見込まれると判断した。

また、当社は、(i)2026 年 5 月 18 日付の出資履行に関する誓約証書の共有を受け、サステナの有限責任組合員がサステナの請求によりサステナに対して一定の金額を出資することを確約していることを確認するとともに、(ii)当該有限責任組合員の取引銀行に係る 2026 年 5 月 25 日までの入出金明細一覧表（預金残高が記載されたもの。）の写しの共有を受け、当該有限責任組合員が出資約束額の一部に対応する自己資金を有していることを確認している。当社は、これを踏まえ、サステナが本新株予約権の一部につき行使のための資金を確保できることが合理的に見込まれると判断した。さらに、当社は、サステナから、サステナが本新株予約権の一部の行使により取得した当社の株式を売却し、売却資金を次回以降の本新株予約権の

行使のための資金に充てるという行為を一括して、又は繰り返し行う予定である旨を聴取した。当社は、上記のようなサステナの資金確保の状況及び今後の資金確保の予定を踏まえ、サステナが現時点では本新株予約権の行使のための資金の一部を確保しているにとどまるものの、最終的には本新株予約権の全部の行使のための資金を確保できることが合理的に見込まれると判断した。

(d) 割当予定先の実態

サステナは、日本法に基づき設立された投資事業有限責任組合であり、投資事業有限責任組合契約に基づき無限責任組合員が業務執行権限を有し、有限責任組合員が出資を行う形態により運営されている。当該投資事業有限責任組合の投資判断および本第三者割当に係る出資の意思決定は、当該無限責任組合員の責任と裁量において行われている。当社は、サステナについて、リスクプロ株式会社（東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル 2F、代表取締役 小坂橋仁）に調査を依頼し、サステナ、組合員、関係企業、関係人物（企業役員）が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と一切の関係を有していない旨の確認を行っており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。

③ 検討

(a) CFE

本新株予約権の行使後の当社株式に関する CFE の保有方針は、純投資であり短期保有目的である。当社は、CFE との間で、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権の全部又は一部が残存している間は、一定の例外的な場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨を合意予定である。加えて、CFE は、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向を示している。そのため、当社の株式が不合理に不適切な者に大量に譲渡されることはない。このほか、CFE を割当予定先に選定した経緯及び理由に関する当社の説明に特に不自然な点は見当たらない。以上に加え、CFE の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力と一切の関係を有していないことが確認されていることを踏まえると、CFE を割当予定先に選定することは合理的であると考えられる。

(b) サステナ

サステナは、(i) 当社の筆頭株主である主要株主であること、(ii) 系統用蓄電池事業及び AI データセンター事業を含む当社の事業展開に賛同していること、及び (iii) 本資金調達、当社を資金面で支援するために行うものであり、当社の支配権獲得を目的としたものではないことを表明していることを踏まえると、本新株予約権をサステナに割り当てるのが当社の経営及び株主価値向上に資するものとの当社の判断は合理的であると考えられる。

ただし、サステナにおいては、現時点で、本新株予約権の行使に必要な資金の全額が確保されておらず、当社の経営施策のための投資資金が適時に調達できないことが懸念される。この点につき、前記のとおり、サステナは、本新株予約権の一部の行使によって取得した当社の普

通株式を売却し、その資金をもって本新株予約権を行使することを検討しているとのことである。前記のとおり、系統用蓄電池事業及びAI データセンター事業を主軸とする成長戦略は近年の当社における両事業の方向性に沿ったものであることを踏まえると、当社の普通株式の市場株価が堅調に推移することへの期待を有することも一定の合理性を有すると思料される。そうであれば、上記のような方法により払込資金を確保することは、直ちに不合理とまではいえないと考えられる。

以上のほか、サステナを割当予定先に選定した経緯及び理由に関する当社の説明に特に不自然な点は見当たらない。これに加え、組合員、関係企業、関係人物（企業役員）が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力と一切の関係を有していないことが確認されていることを踏まえると、サステナを割当予定先に選定することは合理的であると考えられる。

（４）検討

以上の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、本資金調達の相当性が認められる。

3 結論

以上から、本資金調達には必要性及び相当性が認められると考える。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、本日開催の取締役会において、本資金調達を行うことを決議しました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近3年間の業績（連結）

	第 35 期	第 36 期	第 37 期
決算年月	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期	2026 年 2 月期
売上高 (千円)	5,330,096	5,110,179	10,382,417
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△103,011	△282,034	184,807
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△155,726	△360,496	160,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△332,798	△530,682	58,702
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△115.45	△131.16	9.16
1 株当たり配当金 (円)	-	-	10.00
1 株当たり純資産額 (円)	167.80	125.14	329.11

（注）「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、千円未満は切り捨てております。

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年6月8日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,631,100 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

（単位：円）

決算年月	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
始 値	1,142	490	571
高 値	1,406	981	1,083
安 値	460	477	527
終 値	490	581	818

② 最近６か月間の状況

（単位：円）

	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月	2026年 4月	2026年 5月	2026年 6月
始 値	745	764	803	1,175	1,085	1,026
高 値	868	820	1,180	1,348	1,184	1,074
安 値	745	700	770	949	975	984
終 値	768	818	1,170	1,100	1,036	1,000

（注）2026年6月の状況につきましては、2026年6月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年6月5日
始 値	987 円
高 値	1,029 円
安 値	987 円
終 値	1,000 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による普通株式の発行

割当日	2024年3月15日		
割当てた新株予約権の付与対象者の区分及び人数(名) (当初)	第三者割当の方法による 株式会社Blue lagoon 株式会社秀和建工		
割当てた新株予約権の個数(個) (当初)	第三者割当の方法による 株式会社Blue lagoon 952,000 株式会社秀和建工 168,000		
調達資金の額(円)	448,000,000		
発行価額(円)	1株につき400		
割当日における発行済株式総数(株)	2,882,700 (自己株式100株を除く。)		
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	①本社移転費用	100百万円	2024年3月
	②基幹システム更新費用	100百万円	2024年8月
	③新規事業(商品選別AI機器に関する事業)に係る費用	100百万円	2024年3月～2025年2月
	④当社子会社への増資	100百万円	2024年3月
	合計	400百万円	
変更後の資金使途・支出予定時期 現時点における充当状況	具体的な使途	金額	支出予定時期
	①本社移転費用	(100百万円)	2024年8月～2025年2月(充当済み)
	②基幹システム更新費用	100百万円	未充当(今後充当予定)
	③仕入代金	(43百万円)	2025年5月(充当済み)
	④当社子会社への増資	(100百万円)	2024年3月(充当済み)
	合計	400百万円	

※資金使途の変更についての詳細は、2025年6月12日「資金使途変更に関するお知らせ」をご参照ください。

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	2024年3月15日		
割当てた新株予約権の付与対象者の区分及び人数(名) (当初)	第三者割当の方法による 株式会社Blue lagoon 株式会社秀和建工		
割当てた新株予約権の個数(個) (当初)	第三者割当の方法による 株式会社Blue lagoon 38,080 株式会社秀和建工 6,720		
新株予約権の行使期間※	2024年3月15日(当日を含みます。)から2026年3月13日(当日を含みます。)		
発行時における調達予定資金の額(円)	2,307,200,000 内訳:		

	新株予約権発行による調達額：67,200,000 新株予約権行使による調達額：2,240,000,000		
行使価額（円）	500		
割当日における発行済株式総数（株）	2,882,700（自己株式100株を除く。）		
現時点における行使状況（個）	全量行使済		
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	①当社子会社への増資	400百万円	2024年3月
	②M&Aに係る費用	1,934百万円	2024年3月～2026年2月
	合計	2,334百万円	
変更後の資金使途・支出予定時期 現時点における充当状況	具体的な使途	金額	支出予定時期
	①当社子会社への増資	(35百万円)	2025年5月（充当済み）
	①当社子会社への増資	365百万円	2025年11月、2026年2月（充当済み）
	②M&Aに係る費用 当社グループの既存事業との相乗効果が期待できるAI企業「株式会社FEIDIAS」との資本業務提携	(30百万円)	2024年6月（充当済み）
	②M&Aに係る費用 検品システム等の開発・販売を手掛ける株式会社ゼアーより倉庫内作業録画ソリューション「テモトル」事業の取得	(30百万円)	2024年8月（充当済み）
	②M&Aに係る費用 SNS ライブコマースによる小売業を展開する株式会社MF6の第三者割当増資引受による株式の取得（子会社化）	(41百万円)	2025年1月（充当済み）
	③系統用蓄電池事業	1,350百万円	2025年6月～2026年1月（充当済み）
	④新規ブランド展開資金	483百万円	2025年6月～2026年4月（充当済み）
	合計	2,334百万円	

※資金使途の変更についての詳細は、2025年6月12日「資金使途変更に関するお知らせ」をご参照

ください。

・第三者割当による第5回、第6回及び第7回新株予約権の発行

割当日	2025年9月18日		
割当てた新株予約権の付与対象者の区分及び人数(名) (当初)	第三者割当の方法による Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund MAP246 Segregated Portfolio BEMAP Master Fund Ltd. 高桑 昌也		
割当てた新株予約権の個数(個) (当初)	<p>第三者割当の方法による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回新株予約権 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 4,900 MAP246 Segregated Portfolio 700 BEMAP Master Fund Ltd. 1,400 高桑 昌也 3,500 ・第6回新株予約権 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 4,900 MAP246 Segregated Portfolio 700 BEMAP Master Fund Ltd. 1,400 高桑 昌也 3,500 ・第7回新株予約権 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 4,200 MAP246 Segregated Portfolio 600 BEMAP Master Fund Ltd. 1,200 高桑 昌也 3,000 		
新株予約権の行使期間※	2025年9月19日(当日を含みます。)から2027年9月17日(当日を含みます。)		
発行時における調達予定資金の額(円)	862,764,000 内訳： 新株予約権発行による調達額：4,914,000 新株予約権行使による調達額：857,850,000		
行使価額(円)	第5回新株予約権：当初行使価額817 第6回新株予約権：当初行使価額899 第7回新株予約権：当初行使価額980		
割当日における発行済株式総数(株)	2,882,700(自己株式100株を除く。)		
現時点における行使状況(個)	1,223個の行使が行われた段階で、当社が残る28,777個の全部を2025年11月28日付で取得		
資金使途・支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	①系統用蓄電池事業	1,680百万円	2025年9月～2026年2月
	②仮想通貨(ビットコイン)の保有	1,004百万円	2025年9月～2026年8月
	合計	2,684百万円	
現時点における充当状況	<p>① 99百万円(充当済)(当社による28,777個の取得により、調達額が99百万円にとどまったため)</p> <p>② 充当無し(当社による28,777個の取得により、調達額が99百万円にとどまったため)</p>		

11. 発行要項

本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1、別紙2、別紙3に記載しております。

以上

スターシーズ株式会社
第8回新株予約権発行要項

本発行要項は、スターシーズ株式会社（以下「当社」という。）が2026年6月8日開催の取締役会の決議に基づいて2026年6月25日に発行するスターシーズ株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数
30,000 個
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 13,410,000 円
3. 本新株予約権の申込期日
2026年6月25日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日
2026年6月25日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を Cantor Fitzgerald Europe に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 3,000,000 株とする。
（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）
但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及

び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第11項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 447 円（本新株予約権の払込金額の総額 13,410,000 円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初971.1円とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時} \\ \text{価} \end{array}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員

に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取

得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われ

る場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。なお、「取引日」とは、東京証券取引所（以下「東証」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。また、「終値」とは、東証における当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該

行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
 - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月26日から2029年6月25日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄若しくは整理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載

の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以上

別紙2 第9回新株予約権発行要項

スターシーズ株式会社
第9回新株予約権発行要項

本発行要項は、スターシーズ株式会社（以下「当社」という。）が2026年6月8日開催の取締役会の決議に基づいて2026年6月25日に発行するスターシーズ株式会社第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

20,000 個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 1,880,000 円

3. 本新株予約権の申込期日

2026 年 6 月 25 日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2026 年 6 月 25 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を Cantor Fitzgerald Europe に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 2,000,000 株とする。

（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）

但し、第 7 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額

の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第11項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 94 円（本新株予約権の払込金額の総額 1,880,000 円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,133.0円とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約

権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求

権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(iii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の

末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \quad \times \quad \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。なお、「取引日」とは、東京証券取引所（以下「東証」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。また、「終値」とは、東証における当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものと

する。

- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
 - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月26日から2029年6月25日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の

個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄若しくは整理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (3) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以上

別紙3 第10回新株予約権発行要項

スターシーズ株式会社
第10回新株予約権発行要項

本発行要項は、スターシーズ株式会社（以下「当社」という。）が2026年6月8日開催の取締役会

の決議に基づいて2026年6月25日に発行するスターシーズ株式会社第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数
70,000 個
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 14,490,000 円
3. 本新株予約権の申込期日
2026年6月25日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日
2026年6月25日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をサステナブルエネルギー投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 7,000,000 株とする。
（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）
但し、第 7 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第11項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 207 円（本新株予約権の払込金額の総額 14,490,000 円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初971.1円とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社

普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を

準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(v) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(vi) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。なお、「取引日」とは、東京証券取引所（以下「東証」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。また、「終値」とは、東証における当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする

場合。

③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月26日から2031年6月25日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有

されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄若しくは整理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求

受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込みに関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

19. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以上